

地域づくりネットワーク長野県協議会長野支部規約

(目的)

第1条 長野地域の市町村のふるさとづくりに対する機運を醸成し、併せて連携して将来に向かってまちづくりを探り、これを推進していくとともに、民間による自主的・主体的な地域づくりへの取組を促進することを目的として、地域づくりネットワーク長野県協議会規約第4条に基づく、地域づくりネットワーク長野県協議会長野支部（以下「支部」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 この規約において「長野地域」とは、長野市、須坂市及び千曲市並びに埴科郡、上高井郡及び上水内郡の町村の区域をいう。

(構成団体)

第3条 支部は、長野地域において地域づくりのための活動・研修等を行う民間団体及び個人（以下「地域づくり団体」という。）並びに長野地域の市町村、長野広域連合及び長野地域振興局で構成する。

(事業)

第4条 支部は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 長野地域の現状の把握、分析及び振興策の策定
- (2) まちづくりに取り組んでいる先進的な事例の研究
- (3) 地域づくり団体相互の交流の支援
- (4) 地域づくり団体に対する情報の提供
- (5) 地域づくり活動のレベルアップのための研修・講習の実施
- (6) 前号までに掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要と認める事業

(役員)

第5条 支部に支部長1名、副支部長2名、監事1名、幹事若干名を置く。

2 前項の役員は、支部総会において選出する。

(役員の仕事)

第6条 支部長は支部を代表し、その事務を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のある時は、あらかじめ支部長が指名する副支部長がその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

4 幹事は、支部の行う事業等を審議する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の者の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 支部総会及び役員会の会議は、必要に応じて支部長が招集し、これを主宰する。

(会計)

第9条 支部の事業に要する経費は、支部活動費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 支部の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第10条 支部の事務局は、長野地域振興局企画振興課に置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は支部長が任免し、支部長の命を受けて事務を掌理する。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、支部の運営に関し必要な事項は、支部長が別に定める。

附 則

この規約は、平成5年10月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年7月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年7月11日から施行する。ただし、第2条の改正規定は平成15年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年9月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。